

令和7年12月24日(水)配信

## 令和8年度診療報酬改定率に対する 日本歯科医師会並びに日本歯科医師連盟の見解

令和8年度診療報酬改定率が本日12月24日の財務・厚生労働大臣折衝を踏まえて、診療報酬本体で+3.09%と発表されました。そのうち、医療に活用できる改定財源は+0.25%であり、歯科への配分率は+0.31%でした。社会保障に関する負担が大きくなり医療費の適正化が指摘される中で一定の財源を確保頂いたことは評価できますが、本改定の基本的指針に重点課題として示されている、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取りまく環境の変化への対応を進めるためには十分とは言えず、歯科医業経営の健全化・安定化に向け強い懸念が残る結果となりました。

なお、前回の本体改定率は+0.88%で、その改定財源の中には目的を限定した対応が含まれ、最終的に医療に活用できる改定財源は+0.46%となり、歯科のみでは+0.57%と大変厳しいものでした。更にその改定財源には40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師等の賃上げに資する措置分が含まれており、実質的な改定財源は極めて限られておりました。今回も前回同様、「賃上げ分」や「物価対応分」等といった目的を限定した対応が含まれ、医療に活用できる改定財源は+0.25%でした。賃上げや物価対応等への対応は重要ではありますが、歯科診療所に対するそれらの配分が極めて限られていたこと、そして、医療提供の本質である安心・安全で質の高い医療の推進、2040年頃を見据えた医療機関の機能の分化・連携と地域における医療の確保、地域包括ケアシステムの推進等も不可欠であり、それらに活用できる財源が限られていることについて大変遺憾であります。

更に、薬価改定等は▲0.87%であり、ネットで+2.22%と「ネットプラス改定」となったことは、医薬品や医療機器、材料等の安定した確保、そして、求められている安心・安全で質の高い歯科医療を円滑に提供する視点からも当然の結果であると受け止めております。

本会並びに本連盟では、これまでと同様、歯科医療を取り巻く様々な課題に対し、しっかりと対応できる応分の改定財源を求めてきました。今後も健全な経営並びに医療の質を確保するためにも、薬価等の引き下

げ財源は診療報酬本体に全額充てることを引き続き訴えていきたいと思います。

この度の診療報酬改定にあたり、医療経済実態調査等の結果を踏まえ、歯科診療所等の依然とした厳しい経営状況を訴え、経済・物価動向等を踏まえた人件費が増加していること、医療機器や材料等の価格が高騰していること等から、安定的に医療を提供するため、大幅なプラス改定を繰り返し要望してきたところです。

その結果として、ネットプラス改定並びに前回を上回る本体の改定率であったことに対して、医療費の適正化が指摘される中で、深いご理解とご支援の下、各方面との調整並びに財源確保にご尽力いただいた国会議員の皆様をはじめ、多くの関係各位に深く感謝申し上げます。

引き続き、歯科医療の充実により健康寿命の延伸をはかり、「健康長寿社会の実現」に貢献してまいります。

今後は現在継続している診療報酬改定議論に最後まで丁寧に取り組み、限られた財源ではありますが、国民の健康の維持・向上のために最大限に活用し期待に応えて参りたいと考えます。

●問い合わせ先

公益社団法人日本歯科医師会 広報課

TEL : 03-3262-9322

FAX : 03-3262-9885

日本歯科医師会ホームページ <https://www.jda.or.jp/>

